株主各位

愛知県愛知郡長久手町蟹原2201番地

日東工業株式会社

取締役社長 加 藤 時 夫

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、

ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月28日までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬具

記

- 日時平成18年6月29日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 愛知県愛知郡長久手町蟹原2201番地 当社本店 会議室
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第58期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 第58期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 第58期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての 参考書類」(24頁から33頁まで)に記載のとおり であります。

第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

[・]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださ いますようお願い申しあげます。

[・]定時株主総会終了後、商品展示室「PLAZA NEXTA」へのご案内を予定しております。引き続きご参加いただきますよう、お願い申しあげます。

(添付書類)

営業報告書(平成17年4月1日から) (平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、好調な輸出や製造業を中心とした設備投資の増加、雇用環境の改善による個人消費の伸張に支えられ、回復基調で推移いたしました。

当業界におきましては、良好な企業業績を背景に民間設備投資が増加し、新設住宅着工戸数も連続して前年度を上回るなど、市場環境は順調に推移いたしました。

このような情勢下にあって当社グループは、多様化する市場ニーズの変化をすばやく把握し、タイムリーな製品開発をするとともに、各種展示会や内覧会の開催など積極的な販売活動を展開いたしました。また、全社をあげて業務効率化や原価低減活動に取り組み、経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は548億9千7百万円と前期比10.5%の増収となり、経常利益は80億7千8百万円と前期比41.7%の増益、当期純利益は47億4千6百万円と前期比56.0%の増益となりました。

次に配電盤関連事業につきましてご説明申しあげます。

配電盤部門につきましては、景気回復に伴い電設・電材市場が好調に推移し、キュービクルや分電盤などの需要が増加いたしました。また、省スペース・省施工などを実現したプラグイン分電盤「i シリーズ」の充実を図り、市場の深耕に努めた結果、売上高は228億7千万円と前期比11.8%の増収となりました。

キャビネット部門につきましては、旺盛な設備投資を背景にFA・制御用キャビネットや情報通信用キャビネットなどが伸張いた

しました。また、ブロードバンド用キャビネットの機種増加や、フレーム式自立キャビネット「FZシリーズ」の投入など拡販活動に努めた結果、売上高は239億1千9百万円と前期比10.6%の増収となりました。

遮断器・開閉器部門につきましては、機械設備用電源への商品供給が堅調に推移し、売上高は37億2千8百万円と前期比2.2%の増収となりました。

パーツ・その他部門につきましては、熱関連機器や商品オプションパーツのシリーズを充実させ、PR活動に努めた結果、売上高は41億4千4百万円と前期比11.0%の増収となりました。

金型関連事業につきましては、売上高2億3千4百万円となりました。

(2) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資の主なものは、名古屋工場の生産設備、菊川工場事務棟の建設などであり、生産の合理化や事務効率の向上などを目的に約35億円の設備投資を実施しております。また、キャビネット事業の需要拡大に対応するとともに、将来の事業展望を考慮し、静岡県掛川市に工場用地を取得いたしました。(平成18年9月引渡し予定)

なお、設備投資に要した資金は、全額自己資金によって充当いた しております。

(3) 営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

X	分	第55期 平成15年3月期	第56期 平成16年3月期	第57期 平成17年3月期	第58期(当期) 平成18年3月期
売 上	高(百万円)	43,458	45,049	49,659	54,897
経常利	益(百万円)	3,952	4,417	5,700	8,078
	闯益(百万円)	2,126	2,279	3,042	4,746
1株当た	三切(円)	45.35	50.29	68.84	108.76
総資	産(百万円)	55,294	56,575	58,639	65,570
純 資	産(百万円)	48,811	49,409	50,957	55,331

- (注) 1.第57期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の 2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第55期から第 56期までの各期の数値については同条第3項に規定する監査役および会計監 査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
 - 2.1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 3.第57期につきましては、民間設備投資の増加や全社をあげての原価低減、生産性向上により、売上高、経常利益および当期純利益が増加となりました。
 - 4.第58期の状況につきましては、前記(1)企業集団の営業の経過および成果に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

[X	分	第55期 平成15年3月期	第56期 平成16年3月期	第57期 平成17年3月期	第58期(当期) 平成18年3月期
売	上	高(百万円)	43,445	44,944	49,457	54,662
経常	常利	益(百万円)	3,905	4,361	5,633	8,059
		引益(百万円)	2,093	2,246	3,004	4,732
1 株	き当た 引純系	可益(円)	44.66	49.58	67.99	108.46
総	資	産(百万円)	54,869	56,067	58,092	64,969
純	資	産(百万円)	48,322	48,888	50,398	54,760

- (注) 1.第56期より改正後の「商法施行規則」に基づき計算書類等を作成しているため、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
 - 2.1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 3.第57期につきましては、民間設備投資の増加や全社をあげての原価低減、生産性向上により、売上高、経営利益および当期純利益が増加となりました。
 - 4.第58期の状況につきましては、前記(1)企業集団の営業の経過および成果に記載のとおりであります。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、良好な企業収益環境が続く中、設備投資と個人消費が堅調に推移し、景気は民間需要を中心とした緩やかな回復を続けるものと見込まれますが、原油価格の高騰や世界経済の動向など不透明な要因もあり、今後とも十分な注意が必要と思われます。

このような状況の中で、当社グループといたしましては、企業の 社会的責任の遂行を基本とし、経営資源の最適配分や利益・成果の 重視を進めることにより、企業価値を高めてまいります。また、市 場ニーズを的確に把握した高品質な製品を開発するとともに、標準 メーカーとしてのブランドカの定着と強化に注力し、社業のますま すの発展を図る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を 賜りますようお願い申しあげます。

2. 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは電気機械器具の製造、販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、製品を部門別に大別しますと次のとおりであります。

部	門	製 品 名
配	配 電 盤	キュービクル、分電盤、ホーム分電盤、 光接続箱等
配電盤関連事業	キャビネット	金属製キャビネット、樹脂製キャビネット、 システムラック等
連事	遮断器・開閉器	ブレーカ、開閉器等
業	パーツ・その他	熱関連機器、地中関連、パーツ等
金	型関連事業	金型等

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

本 社:愛知県愛知郡長久手町蟹原2201番地

支 店:東京

営業所:東京中央、横浜、さいたま、水戸、仙台、札幌、

名古屋 (愛知県愛知郡)、静岡、金沢、大阪、京都、

高松、広島、福岡

工 場:名古屋(愛知県愛知郡)、菊川(静岡県菊川市)、

磐田(静岡県磐田市)、中津川(岐阜県中津川市)、

唐津(佐賀県唐津市)、花巻(岩手県花巻市)、

栃木野木 (栃木県下都賀郡)

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 96,203,000株 発行済株式の総数 44,789,848株 株主数 5,488名

大株主

株主名	当社への出	資状況	当社の大株主へ	の出資状況
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
名東興産株式会社	6,778 千株	15.1 %	千株	%
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,580	5.8		
有限会社伸和興産	1,942	4.3		
株式会社みずほコーポレート銀行	1,926	4.3		
明治安田生命保険相互会社	1,586	3.5		
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	1,323	3.0		
日東工業取引先持株会	1,199	2.7		
株式会社損害保険ジャパン	1,000	2.2	57	0.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	876	2.0		
日東工業社員持株会	842	1.9		

- (注) 1.当社は自己株式1,706千株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 - 2.当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式540株(出資比率0.0%)を所有しております。なお、出資比率については、同行発行の議決権のない優先株式を除いて算出しております。
 - 3. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式99.2株(出資比率0.0%)を所有しております。
 - 4.株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日をもって株式会社東京三菱銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式 3,359株

取得価額の総額 5,726千円

処分株式

普通株式 38,004株

処分価額の総額 30,176千円

決算期における保有株式

普通株式 1,706,428株

(5) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,722名	66名增	38.9歳	15.4年

(注) 従業員数には当社グループ外への出向者および臨時従業員は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資本	金	出資比率	主要な事業内容
日東エンジニアリング株式会社	50	百万円	100 %	金型等の製造・販売

企業結合の成果

連結子法人等は、上記の重要な子法人等1社であります。当期の売上高は548億9千7百万円(前期比10.5%増)、経常利益は80億7千8百万円(前期比41.7%増)、当期純利益は47億4千6百万円(前期比56.0%増)となりました。

(7) 取締役および監査役

地 位	氏	名	担当または主な職業
取締役社長	加藤	時夫	
取締役副社長	中川	嗣道	生産本部管掌
取締役副社長	大 葉	正之	技術本部管掌、海外事業推進室担当
常務取締役	本	博夫	生産本部長
取 締 役	丹 羽	鈴 雄	技術本部長兼技術企画室長兼品質保 証室担当
取 締 役	永 草	基己	管理本部長兼経営企画室長兼環境安 全室長
取 締 役	加藤	幸一	営業本部長
取 締 役	竹内	正 友	営業本部副本部長兼東京支店長
取 締 役	森川	和昭	配電盤事業部長
取 締 役	松下	隆行	機材事業部長
常勤監査役	滝 野	逸雄	
監 査 役	鮎 澤	多俊	弁護士
監 査 役	柴	武	
監 査 役	青木	弘 雄	

- (注)1. 印は代表取締役であります。
 - 2.監査役鮎澤多俊、柴田 武、青木弘雄の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 - 3.当該営業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。 就任 平成17年6月29日開催の第57回定時株主総会において、新たに森 川和昭および松下隆行の両氏が取締役に選任され、就任いたしま した。
 - 退任 平成17年6月29日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、 取締役社長伊藤 勲、取締役副社長杉本孝司、常務取締役服部 修の3氏は、任期満了となり退任いたしました。
 - 変更 平成17年6月29日開催の取締役会において、常務取締役加藤時夫氏は取締役社長に、専務取締役中川嗣道および大葉正之の両氏は 取締役副社長に、取締役山本博夫氏は常務取締役に選任され、就 任いたしました。

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等 の合計額

18,000千円

の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として支払うべき報酬等の合計額

18.000千円

の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

18,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注) 本営業報告書中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科目	 金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	65,570	(負債の部)	10,238
流動資産	30,725	流動負債	9,480
現金預金	4,703	支払手形及び買掛金	2,605
受取手形及び売掛金 有 価 証 券	14,339 6,399	未払法人税等	2,217
たな卸資産	4,365	賞与引当金	1,301
操延税金資産	893		, and the second
その他の流動資産	310	その他の流動負債	3,356
貸倒引当金	286	固定負債	758
固定資産	34,844	長期 未払金	167
有形固定資産	24,094	繰 延 税 金 負 債	488
建物及び構築物	9,494	その他の固定負債	101
機械装置及び運搬具	6,035	20000000000000000000000000000000000000	101
土 地	6,210		
建設仮勘定	1,026		
その他の有形固定資産	1,328		
無形固定資産	48	(資本の部)	55,331
投資その他の資産	10,702		·
投 資 有 価 証 券	7,597	資本金	6,578
不動産信託受益権	1,656	資本剰余金	6,989
長期性預金	200	利益剰余金	41,758
前払年金費用	662	株式等評価差額金	
その他の投資等	594		1,418
貸倒引当金	8	自己株式	1,414
合 計	65,570	合 計	65,570

連結損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

科目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
一		54,897
売 上 原 価	35,040	•
販売費及び一般管理費	11,786	46,827
営 業 利 益		8,070
営業外損益の部		
営業外収益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	67	
不動産信託受益権収入	90	200
その他の営業外収益	147	330
営業外費用		
支 払 利 息	0	
元	258 62	322
経常利益	02	8,078
(特別損益の部)		0,070
特別利益		
固定資産売却益	275	
貸倒引当金戻入益	99	374
特 別 損 失		
固定資産除売却損	290	290
税金等調整前当期純利益		8,162
法人税、住民税及び事業税		3,260
法 人 税 等 調 整 額		156
当期 純利益		4,746

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 1 計

> 連結子法人等名 日東エンジニアリング(株)

(2) 非連結子法人等の数 5 社 (㈱キャドテック、東名保険サービス㈱、日東緑化サ ービス(株)、日東テクノサービス(株)、日東丁業(嘉興)雷機

有限公司)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及 び利益剰余金等は、いずれも連結貸借対昭表等に重要な影響を及ぼしていないため 除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等5社(㈱キャドテック、東名保険サービス㈱、日東緑化サービス㈱、 日東テクノサービス㈱、日東工業(嘉興)電機有限公司)は、それぞれ当期純損益 及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、 持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算期は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は

総平均法により算定) 総平均法による原価法

時価のないもの たな知資産

主として総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

定率法 有形固定資産

主な耐用年数

建物及び構築物3~60年 機械装置及び運搬具2~11年

無形固定資産 定額法(自社利用のソフトウエアについては、社内にお

ける利用可能期間(5年)に基づく定額法)

(3) 重要な引当金の計ト基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額 を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計 上しております。

很職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異について は、前連結会計年度において費用処理を完了しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、当連結会計年度末においては、連結計算書類作成会社については年金資産の見込額及び期末未認識項目の合計額が退職給付債務を上回ったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 信託財産の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託 受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は営業外収益の「不動産信託受益権収入」勘定及び営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて処理しております。また、収益及び費用の認識基準は発生基準によっております。

なお、信託建物 (附属設備を除く) の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

(6) 会計方針の変更

当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計 基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資 産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10 月31日)を適用しております。

なお、この適用による損益に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他の投資等」に含めていました「前払年金費用」(前連結会計年度110百万円)は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めていました「不動産信託受益権収入」(前連結会計年度4百万円)は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。なお、連結子法人等については評価差額はありません。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

該当事項はありません。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

利益処分項目は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

(注記事項)

1. 有形固定資產減価償却累計額

44.028百万円

2. 1株当たりの当期純利益

108円76銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

日東工業株式会社 取締役会 御中

栄 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 田口 滋 印業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 下置浩一 印

当監査法人は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第56条の規定による旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日東工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に 従い日東工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及 び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表および連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算 書類について取締役、内部監査部門等および会計監査人から報告および説明 を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月16日

日東工業株式会社 監査役会 常勤監査役 滝 野 逸 雄 卿 監 査 役 鮎 澤 多 俊 卿 監 査 役 柴 田 武 卿

木

弘 雄 邱

(注) 監査役 鮎澤多俊、柴田 武および青木弘雄は、「会社法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律」第56条の規定による旧「株式会社の監 査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査 役であります。

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円 64,969	(負債の部)	百万円 10,209
流動資産	30,080	流動負債	9,443
現金預金	4,168	支 払 手 形	39
受取手形	6,660	買 掛 金	2,516
売 掛 金 有 価 証 券	7,573	未 払 金	1,150
有 iii 証 分	6,399 2,207	未払費用	1,771
原材料	931	未払法人税等	•
人 仕 掛 品	1,168		2,219
貯蔵品	55	, , , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , </u>	1,290
繰 延 税 金 資 産	886	その他の流動負債	455
その他の流動資産	314	固 定 負 債	766
_貸 倒 引 当 金	286	長期 未払金	165
固定資産	34,889	繰 延 税 金 負 債	498
有形固定資産	24,076	その他の固定負債	101
建 物 構 築 物	8,812 681		
機	5,952		
車両運搬具	61	(資本の部)	54,760
工具器具備品	1,333	資本金	6,578
土 地	6,210	資本剰余金	6,989
建設仮勘定	1,024		The state of the s
無形固定資産	48		6,986
施設利用権	28	その他資本剰余金	2
その他の無形固定資産	19	自己株式処分差益	2
投資その他の資産 投資 有 価 証 券	10,764 7,597	利益剰余金	41,187
子会社株式	138	利 益 準 備 金	833
子会社出資金	77	任 意 積 立 金	32,600
長期滞り債権	9	特別償却準備金	41
長期前払費用	38	圧縮記帳積立金	68
不動産信託受益権	1,656	別 途 積 立 金	32,490
長期性預金	200	当期未処分利益	7,752
前払年金費用	675	株式等評価差額金	1,418
その他の投資等 貸 倒 引 当 金	380 8	自己株式	1,416
合 計	64,969	合 計	64,969

損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

科目	金	額	
(経常損益の部)	百万円		百万円
営業損益の部			
,		54,662	
一 元 二 同 一 一	34,869	0.,002	
販売費及び一般管理費	11,760	46,630	
営業 利益	,	8,032	
営業外損益の部			
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当金	81		
不動産信託受益権収入	90		
その他の営業外収益	177	348	
営業 外費 用			
支 払 利 息	0		
売 上 割 引	258		
その他の営業外費用	62	322	
経常利益(株別提供の部)		8,059	
(特別損益の部) 特別利益			
特別利益 固定資産売却益	271		
算	99	370	
	33	370	
固定資産除売却損	291	291	
税引前当期純利益		8,138	
法人税、住民税及び事業税	3,250	-,	
法人税等調整額	156	3,406	
当期 純利益		4,732	
前 期 繰 越 利 益		3,580	
中間配当額		560	
当期未処分利益		7,752	

貸借対照表及び損益計算書の注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 子 会 社 株 式 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原

価は総平均法により算定)

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・貯蔵品 総平均法による原価法 原 材 料 総平均法による低価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資產 定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 3~60年 機械装置及び車両運搬具 2~11年

無形固定資産 定額法(自社利用のソフトウエアについては、社

内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回

実績率により、真国怨念債権等符定の債権にプロでは個別に凹 収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に充当するため当期に負担すべき支給見込

額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計

基準変更時差異については、前期において費用処理を完了しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当期末においては、年金資産の見込額及び期末未認識項目の合計額が退職給付債務を上回ったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 信託財産の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託 受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は営業外収益の「不動産信託受益権収入」勘定及び営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて処理しております。また、収益及び費用の認識基準は発生基準によっております。

なお、信託建物 (附属設備を除く) の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

2. 会計方針の変更

当期より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

なお、この適用による損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

前期において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めていました「不動産信託受益権収入」(前期4百万円)は、重要性が増したため当期より区分掲記しております。

4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用する重要な固定資産は 汎用コンピュータ1台及び周辺機器であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

44.061百万円

6. 子会社に対する短期金銭債権

17百万円

- 子会社に対する短期金銭債務 173百万円 7. 国庫補助金受入による有形固定資産 (建物、構築物、機械装置)の圧縮記帳累計額は
- 96百万円であります。 8. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額(株式等評価差額金) 1,418百万円
- 9. 1株当たりの当期純利益

108円46銭

10. 子会社との取引高

仕 入 高 営業取引以外の取引高 756百万円 690百万円

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

当期未処分利益	7,752,935,413	9 19
任意積立金取崩額		
特別償却準備金取崩額	11,198,582	
圧縮記帳積立金取崩額	4,325,751	7,768,459,746
これを次のとおり処分します。		
利 益 配 当 金 (1株につき20円)	861,668,400	
取締役賞与金	60,000,000	
任 意 積 立 金		
特別償却準備金	26,098,658	
圧縮記帳積立金	83,822,574	1,031,589,632
次期繰越利益		6,736,870,114
その他資本剰余金	2,931,344	2,931,344
これを次のとおり処分します。		
その他資本剰余金次期繰越額		2,931,344

- (注) 1.特別償却準備金取崩額、圧縮記帳積立金取崩額は、租税特別措置法に基づく取崩額 であります。
 - 2.特別償却準備金、圧縮記帳積立金は、租税特別措置法に基づく積立額であります。
 - 3.平成17年12月9日に560,109,810円(1株につき13円)の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

日東工業株式会社 取締役会 御中

栄 監 查 法 人 代表 社員 公認会計士 田口 滋 印 業務執行社員 公認会計士 玉置浩一 印

当監査法人は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第99条の規定による旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日東工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び 損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。) は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第99条の規定による旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内 部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧 し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要 に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人の独立性 を監視し、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細 書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 会計監査人栄監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
 - (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
 - (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
 - (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月16日

日東工業株式会社 監査役会

常勤監査役 滝 野 逸 雄 ঞ

監査役鮎澤多俊印

監査役柴田 武卿

監査役青木弘雄印

(注) 監査役 鮎澤多俊、柴田 武および青木弘雄は、「会社法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律」第99条の規定による旧「株式会社の監 査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査 役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

430,024個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第58期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類(21頁)に記載のとおりであります。

利益処分につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、安定的な配当の継続を基本に業績および配当性向などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施いたしたいと存じます。

なお、当期末の利益配当金につきましては、業績も順調に推移いた しましたので、利益還元を促進するため、1株につき20円とさせてい ただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を加えました年間配当金は、1株につき33 円となります。

当期の役員賞与につきましては、当期末の取締役10名に対し、取締役賞与60,000,000円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の削減 を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4 条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
 - (2)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当会社に設置する機関を明確にするため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更 案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するもので あります。 株主の皆様の利便性を高めるため、株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示できるよう、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会をより機動的・効率的に運営するために、書面または電磁的方法により決議できるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

その他、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(3) 経営環境の変化に迅速に対応し、効率的な業務遂行と意思決定を確保するため、取締役の定員を15名以内から12名以内にすることとし、現行定款第16条(取締役の数)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
	<u>(機関)</u>
<新 設>	第4条 当会社は、株主総会および取
	<u>締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
<u>第4条</u> 当会社の <u>公告</u> は、日本経済新	<u>第5条</u> 当会社の <u>公告方法</u> は、 <u>電子公</u>
聞に掲載 <u>する。</u>	<u>告とする。ただし、事故その他</u>
	<u>のやむをえない事由が生じたと</u>
	<u>きは、</u> 日本経済新聞に掲載 <u>して</u>
	<u>行う。</u>

現 行 定 款

第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数 は、96,203,000株とする。<u>ただ</u> し、株式の消却が行われた場合 には、これに相当する株式数を 減ずる。

<新 設>

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、商法第211条 / 3 第1項第2号の規定により、取 締役会の決議をもって自己株式 を買受けることができる。

(<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券 の不発行)

- 第7条 当会社の<u>1単元の株式の数</u> は、100株とする。
 - 2. 当会社は、<u>1単元の株式の数</u> <u>に満たない株式(以下「単元未</u> <u>満株式」という。)</u>に係わる株 券を発行しない。ただし、株式 取扱規則に定めるところについ てはこの限りでない。

変 更 案

走

第2章 株

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の<u>発行可能株式総数</u> は、96,203,000株とする。

< 但書を削除 >

(株券の発行)

第7条 当会社は株式にかかる株券を 発行する。

(自己の株式の取得)

第8条当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発 行)

- 第9条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100 株とする。
 - 2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

現	行	定	款	变		更	案
				(単元未満	株式につ	ついての	権利)
	<新	設>		第10条	当会社の	の株主(実質株主を含
				<u>ಕ</u>	。以下同	司じ)は	<u>、その有する</u>
				<u>単</u>	元未満村	朱式につ	<u>いて、次に掲</u>
				<u>(†</u>	る権利に	以外の権	利を行使する
				<u> </u>	とができ	<u>きない。</u>	
				<u>(1)</u>	会社法	第189条	第2項各号に
				<u>掲</u>	げる権利	<u>FIJ</u>	
				<u>(2)</u>	会社法	第166条	第1項の規定
				<u> </u>	よる請え	求をする	<u>権利</u>
				<u>(3)</u>	株主の	有する株	式数に応じて
				募	集株式の	の割当て	および募集新
				<u>株</u>	予約権の	の割当て	を受ける権利
				<u>(4)</u>	次条に足	定める請	求をする権利
(単元未満株式の	の買 [‡]	曽し)		(単元未満	i株式のI	買増し)	
<u>第8条</u> 当会	社の≜	单元未満	株式を有す	<u>第11条</u>	当会社の	の <u>株主</u> は	、株式取扱規
<u>る株主</u>	(実質	賃株主を	含む。以下	則	に定める	るところ	により、その
<u>同じ)</u> [は、ホ	朱式取扱	規則に定め	<u>有</u>	<u>する</u> 単え	元未満株	式の数と併せ
るとこ	ろに。	より、そ	の単元未満	7	単元株式	式数とな	<u>∶る</u> 数の株式を
株式の	数と信	#せて <u>1</u>	単元の株式	売	<u>り渡す</u>	<u>こと</u> を請	求することが
の数と	なる/	<u>べき</u> 数の	株式を売り	で	きる。		
渡す <u>べ</u>	<u>き旨</u> る	を請求す	ることがで				
きる。							

現 行 定 款

(名義書換代理人)

第9条 当会社は、株式につき名義書 換代理人を置く。

- 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および実質 株主名簿ならびに株券喪失登録 簿は、名義書換代理人の事務取 扱場所に備え置き、株式の名義 書換、株券喪失登録の手続、単 元未満株式の買取りおよび買増 し、その他の株式に関する事務 は、名義書換代理人に取扱わ せ、当会社においてこれを取扱 わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株券の種類、株式の 名義書換、株券喪失登録の手 続、単元未満株式の買取りおよ び買増し、その他の株式に関す る諸手続およびその手数料は、 取締役会で定める株式取扱規則

变 更

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を 置く。

> 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 によって<u>定め</u>、これを公告す る。

案

3. 当会社の株主名簿 (実質株主 名簿を含む。以下同じ。)、新株 予約権原簿および株券喪失登録 簿の作成ならびに備え置き、そ の他の株主名簿、新株予約権原 簿および株券喪失登録簿に関す る事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当会社においては 取扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当会社の株式に関する取扱い および手数料は、法令または本 定款のほか、取締役会で定める 株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日)	
第11条 当会社は、毎年3月31日の最	<削除>
<u>終の株主名簿および実質株主名</u>	
<u>簿に記載または記録された株主</u>	
<u>をもって、その決算期に関する</u>	
定時株主総会において権利を行	
<u>使することができる株主とす</u>	
<u>る。</u>	
2. 本定款に定めのある場合のほ	
<u>か、必要ある場合はあらかじめ</u>	
<u>公告して、基準日を定めること</u>	
<u>ができる。</u>	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第12条 当会社の定時株主総会は、毎	<u>第14条</u> 当会社の定時株主総会は、毎
<u>営業</u> 年度終了後3ヶ月以内に、	<u>事業</u> 年度終了後3ヶ月以内に、
臨時株主総会は必要に応じてこ	臨時株主総会は必要に応じてこ
れを招集する。	れを招集する。
	(定時株主総会の基準日)
<新 設>	第15条 当会社の定時株主総会の議決
	権の基準日は、毎年3月31日と
	<u>する。</u>
(総会の議長)	(総会の議長)
<u>第13条</u> <条文省略>	<u>第16条</u> <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
	(株主総会参考書類等のインターネット
	開示とみなし提供)
<新 設>	第17条 当会社は、株主総会の招集に
	際し、株主総会参考書類、事業
	報告、計算書類および連結計算
	<u>書類に記載または表示をすべき</u>
	<u>事項に係る情報を、法務省令に</u>
	定めるところに従いインターネ
	ットを利用する方法で開示する
	ことにより、株主に対して提供
() - M = 1 N 1	<u>したものとみなすことができる。</u>
(決議の方法)	(決議の方法)
第14条 株主総会の決議は、法令また	第18条 株主総会の決議は、法令また
は本定款に別段の定めがある場	は本定款に別段の定めがある場
合を除き、出席した株主の議決	合を除き、出席した議決権を行
権の過半数をもって <u>これを</u> 行 -	使することができる株主の議決
う。	権の過半数をもって行う。
2. <u>商法第343条</u> に定める <u>特別決</u>	2. <u>会社法第309条第2項</u> に定め
議は、総株主の議決権の3分の	る決議は、議決権を行使するこ
1以上を有する株主が出席し、	とができる株主の議決権の3分
その議決権の3分の2以上をも	の1以上を有する株主が出席
って行う。 	し、その議決権の3分の2以上
(美沙佐の沿頭に体)	をもって行う。
(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有	(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有
<u>第13宗</u> 株主は、ヨ云社の議次権を行 する他の株主を代理人として議	第19宗 株主は、ヨ云社の議次権を行 する他の株主1名を代理人とし
り	する他の株土 <u>「右</u> を心理人とし てその議決権を行使することが
	て <u>てい</u> 酸/大催で1] 戻りることが

2. 前項の場合において、株主ま

たは代理人は、代理権を証する

書面を株主総会毎に当会社に提

出しなければならない。

できる。

2. 前項の場合において、株主ま

たは代理人は、代理権を証明す

る書面を株主総会毎に当会社に

提出しなければならない。

現 行 定 款

第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)

<u>第16条</u> 当会社の取締役は、<u>15名</u>以内 とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会において 選任する。

- 2. 取締役の<u>選任は、総株主</u>の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
- 3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年 内の最終の決算期に関する定時 株主総会の終結の時までとす る。

(代表取締役)

第19条 当会社を代表する取締役は、 取締役会の決議をもって定め る。

(役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議に より取締役会長、取締役社長各 1名および取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を 置くことができる。 変 更 案

第4章 取締役および取締役会(取締役の数)

<u>第20条</u> 当会社の取締役は、<u>12名</u>以内 とする。

(取締役の選任)

第21条 〈現行どおり〉

- 2. 取締役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過 半数をもって行う。
- 3. <現行どおり>

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によっ て取締役会長、取締役社長各1 名および取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定 めることができる。 珇 行 定 款

(顧問および相談役)

第21条 取締役会の決議により、顧問 および相談役を置くことができ る。

(取締役会)

第22条 〈条文省略〉

<新 設>

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第23条 〈条文省略〉

(監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会において 選任する。

> 2. 監査役の選任は、総株主の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、就任後4年 内の最終の決算期に関する定時 株主総会の終結の時までとす る。

> 2. 補欠のため就任した監査役の 任期は、退任者の残任期間とす る。

孪 (顧問および相談役)

第25条 取締役会は、その決議によっ て顧問および相談役を定めるこ とができる。

重

案

(取締役会)

第26条 〈現行どおり〉

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の 要件を充たしたときは、取締役 会の決議があったものとみな す。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第28条 〈現行どおり〉

(監査役の選任)

第29条 〈現行どおり〉

2. 監査役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過 半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。

> 2. 任期満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役 の任期は、退任した監査役の任 期の満了する時までとする。

現 行 定 款

(常勤監査役)

第26条 監査役は、その互選により常 勤監査役を定める。

(監査役会)

第27条 〈条文省略 >

第6章 計算

(営業年度)

第28条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4 月1日から翌年3月31日までと する。

(利益配当金)

第29条 当会社の利益配当金は、毎年 3月31日<u>の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者</u>にこれを支払う。

(中間配当)

第30条 当会社は、取締役会の決議に より、毎年9月30日の最終の株 主名簿および実質株主名簿に記 載または記録された株主または 登録質権者に対し、中間配当と して金銭の分配をすることがで

(配当金等の除斥期間)

第31条 利益配当金および中間配当金 は、支払開始の日から3年を経 過しても<u>受領</u>されないときは、 当会社はその<u>支払の</u>義務を免れ る。

未払の<u>利益配当金および中間</u>
 配当金には、利息を付さないものとする。

(常勤の監査役)

恋

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

重

案

(監査役会)

<u>第32条</u> <現行どおり>

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4 月1日から翌年3月31日までと する。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の<u>期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日<u>とする。</u>

(中間配当)

第35条当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合 は、その支払開始の日から満3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義 務を免れる。

2. 未払の<u>配当金</u>には、利息を付 さないものとする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
1	加 藤 時 夫 (昭和28年6月10日生)	昭和57年4月 当社入社 昭和62年7月 当社経理部長 昭和62年8月 当社取締役 平成4年3月 当社生産本部副本部長 平成10年7月 当社営業本部副本部長 平成15年6月 当社常務取締役 当社管理本部副本部長 平成17年6月 当社取締役社長(現任)	15,363株
2	中 川 嗣 道 (昭和18年2月9日生)	昭和41年4月 当社入社 昭和61年3月 当社配電盤商品部長 平成元年6月 当社取締役 平成4年3月 当社配電盤事業部長 平成11年6月 当社常務取締役 当社生産本部長 平成15年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長(現任) 当社生産本部管掌(現任) 〔他の会社の代表状況〕 日東テクノサービス株式会社代表取締役	30,451株
3	大 葉 正 之 (昭和19年9月5日生)	昭和42年4月 当社入社 平成元年6月 当社機器商品部長 平成4年3月 当社機器事業部長 平成5年6月 当社取締役 平成11年6月 当社方術本部長 平成15年6月 当社専務取締役 当社技術本部長 平成17年6月 当社取締役副社長(現任)	50,776株
4	山 本 博 夫 (昭和22年5月14日生)	昭和45年4月 当社入社 平成3年3月 当社ボックス商品部長 平成4年3月 当社盤部品事業部長 平成9年6月 当社取締役 平成11年10月 当社機材事業部長 平成17年3月 当社生産本部副本部長 平成17年6月 当社常務取締役(現任) 当社生産本部長(現任) 「他の会社の代表状況〕 日東スタッフ株式会社代表取締役	24,744株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
5	丹 羽 鈴 雄 (昭和22年6月10日生)	昭和47年4月 当社入社 平成5年9月 当社佐賀厳木工場長 平成11年10月 当社配電盤事業部長 平成13年6月 当社技術本部長兼技術企 画室長(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社キャドテック代表取締役	27,956株
6	永 草 基 己 (昭和23年1月17日生)	昭和45年4月 当社入社 平成4年3月 当社生産本部部長 平成15年3月 当社経営企画室長(現任) 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 当社管理本部長(現任) 平成18年3月 当社環境空全室長(現任) 〔他の会社の代表状況〕 日東緑化サービス株式会社代表取締役 東名保険サービス株式会社代表取締役	18,283株
7	加 藤 幸 一 (昭和24年5月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成6年3月 当社西部営業部長 平成15年6月 当社取締役(現任) 当社営業本部副本部長 平成17年6月 当社営業本部長(現任)	9,047株
8	竹 内 正 友 (昭和23年 2 月18日生)	昭和45年4月 当社入社 平成4年3月 当社浜松プラスチック商品部長 平成15年3月 当社販売企画室長 平成15年6月 当社取締役(現任) 当社営業本部副本部長 (現任) 平成18年3月 当社東京支店長(現任)	9,894株
9	森 川 和 昭 (昭和25年12月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年10月 当社首都圏営業部長 平成16年3月 当社資材部長 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成17年10月 当社配電盤事業部長(現任)	8,451株
10	松 下 隆 行 (昭和25年10月3日生)	昭和48年4月 当社入社 平成8年3月 当社浜松工場長 平成17年3月 当社機材事業部長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)	9,110株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役柴田 武氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
原 田 稔 (昭和18年3月20日生)	昭和42年4月 荒川車体工業株式会社 平成元年4月 アラコ株式会社車両設 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成16年10月 トヨタ車体株式会社常界 平成17年6月 同社専務取締役(現任	及計室長 0株 務取締役

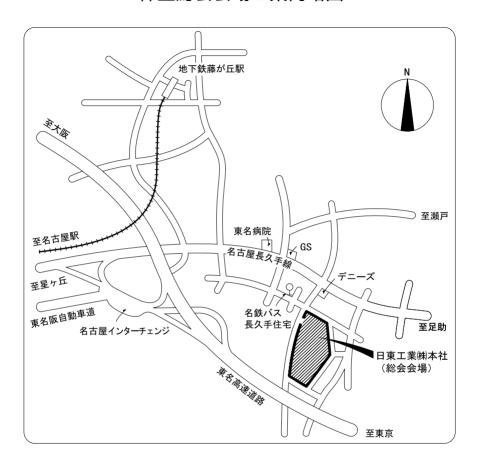
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 原田 稔氏は、社外監査役の候補者であります。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図



交通機関

総会会場までの一般交通機関は次のとおりです。

地下鉄藤が丘駅南口前より 名鉄バス [長久手車庫] 行に乗車、[長久手 住宅] 停留所下車徒歩約3分